

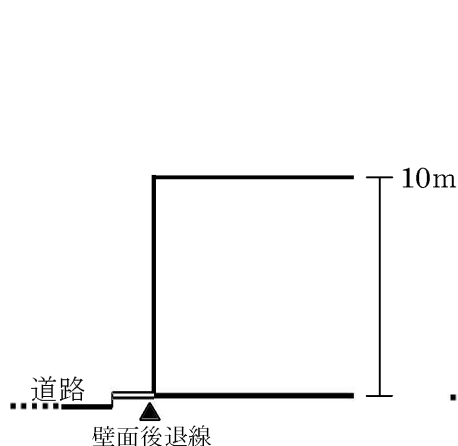
高さの最高限度

戸建て住宅と共同住宅等の調和による良好な市街地環境を確保するとともに各道路幅員に相応しい街並みの形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定めています。

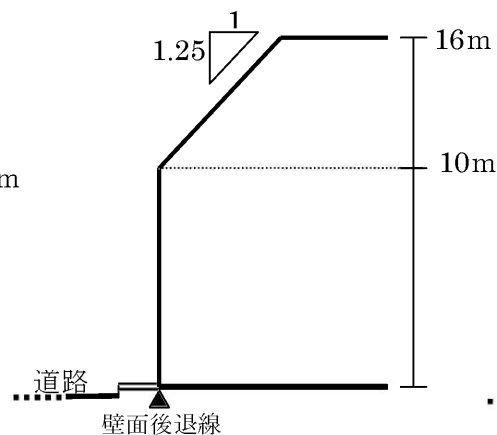
なお、敷地に接する道路が2以上ある場合は、広い方の道路幅員にあたる高さの最高限度が適用されます。なお、敷地が住居街区とその他の街区にわたる場合は、各街区にある敷地の部分に各規定を適用します。

住居街区 沿道住居街区 近隣商業街区	道路の種類	建築物の高さの最高限度
	① 幅員 4m	10m とします。
	② 幅員 6m	16m かつ、壁面後退線（道路境界線より 0.5m 後退した線）より立ち上がり 10m の部分から水平距離 1 に対して高さ 1.25 を加えたものとします。
	③ 幅員 9m	16m かつ、壁面後退線より立ち上がり 13m の部分から水平距離 1 に対して高さ 1.25 を加えたものとします。
	④ 都市計画道路	16m とします。 ただし、近隣商業街区において敷地面積が 300 m ² 以上の敷地（他の街区にわたる場合はその合計）で、その敷地内に日常一般に公開された空地进行敷地面積の 10%以上有するものについては 20m とします。（公開空地による高さ緩和については、事前に御相談が必要です。）

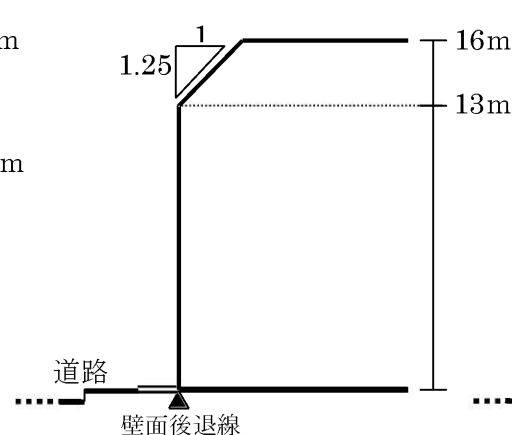
① 幅員 4m 道路沿い



② 幅員 6m 道路沿い



③ 幅員 9m 道路沿い



④ 都市計画道路沿い

